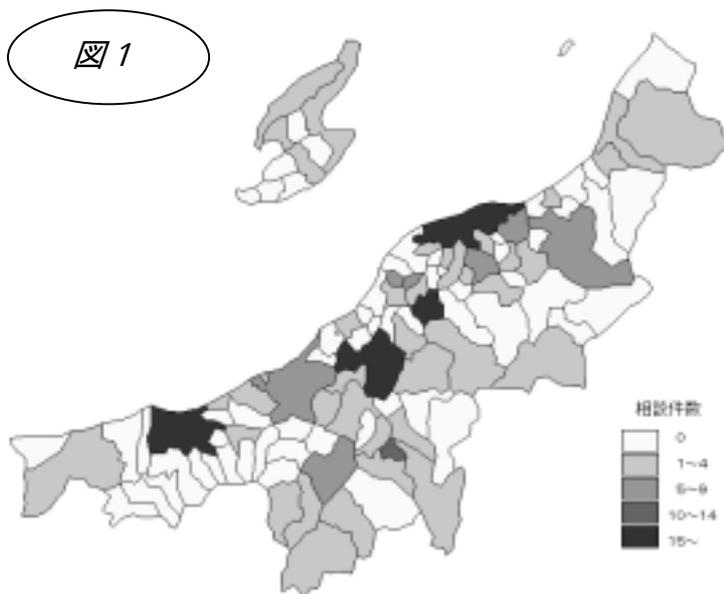
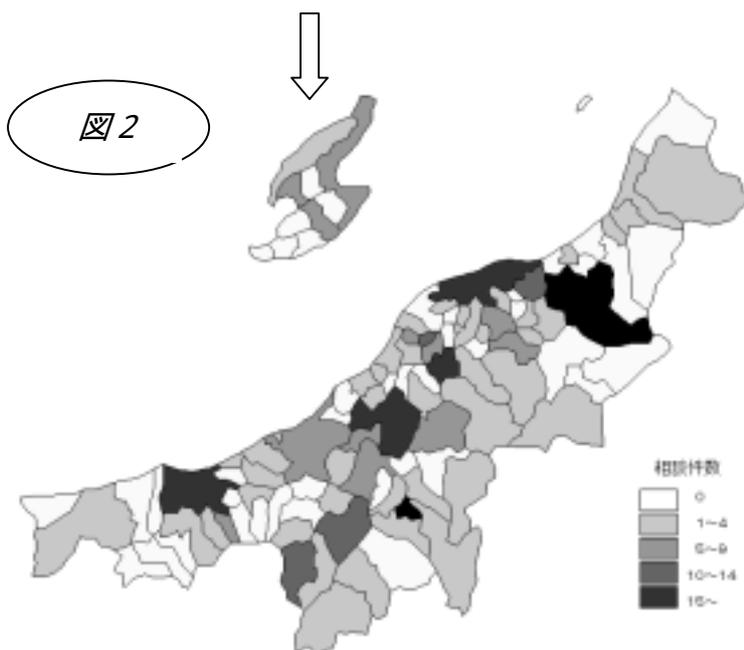


地域福祉権利擁護事業の市町村別相談受付状況

(新潟県権利擁護センター受付分)



(事業開始～平成14年5月まで)



(事業開始～平成15年12月まで)

左図は地域福祉権利擁護事業の相談受付件数を市町村別に色分けしたものです。図1は、「サポートニュース第9号」で紹介しましたが、事業が開始された平成11年10月から平成14年5月までの状況、図2は平成15年12月までの状況です。2つの図を見比べていただくと、1年7カ月が経過し、今まで相談のなかった市町村社協が61カ所から44カ所に減り、各地域で相談が入ってくるようになったことがわかります。皆様方のご協力で本事業の周知が進んでいくなか、本事業を必要としている方を着実に、利用につなぐことができます。

また色分けではわかりませんが、基幹的社会福祉協議会では50件をこえる相談が入っているところがあり、豊栄市、吉田町、十日町市、津南町においても10件以上の相談を受け付けています。詳細は次ページをご覧ください。

皆様の身近に本事業が必要な方がいらっしゃいましたら、まずはお近くの社会福祉協議会までご連絡、ご相談ください。

新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成15年12月末日)

※利用者の住所に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

| 区分 社協名 | 相談 継続 | 契約 締結 | 相談 終了 | 計 |
|-----------|----------|----------|----------|----|
| 新発田市 | 6 | 9 | | 15 |
| 村上市 | 1 | 2 | | 3 |
| 豊栄市 | 1 | 8 | 1 | 10 |
| 安田町 | | 1 | | 1 |
| 京ヶ瀬村 | | | | 0 |
| 水原町 | | | 2 | 2 |
| 笹神村 | | | 2 | 2 |
| 聖籠町 | | | | 0 |
| 加治川村 | | | | 0 |
| 紫雲寺町 | | 2 | | 2 |
| 中条町 | | | | 0 |
| 黒川村 | | | | 0 |
| 関川村 | | | | 0 |
| 荒川町 | | 1 | | 1 |
| 神林村 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 朝日村 | | 1 | | 1 |
| 山北町 | | | | 0 |
| 粟島浦村 | | | | 0 |
| 計 | 9 | 26 | 6 | 41 |
| 新潟市 | 11 | 39 | 14 | 64 |
| 新津市 | | 4 | 4 | 8 |
| 五泉市 | 1 | 5 | | 6 |
| 白根市 | 1 | 3 | | 4 |
| 小須戸町 | | 1 | 1 | 2 |
| 村松町 | 1 | | | 1 |
| 横越町 | | | | 0 |
| 亀田町 | | 1 | 2 | 3 |
| 津川町 | | | | 0 |
| 鹿瀬町 | | | | 0 |
| 上川村 | | 1 | | 1 |
| 三川村 | | | | 0 |
| 計 | 14 | 54 | 21 | 89 |
| 三条市 | 6 | 9 | 8 | 23 |
| 加茂市 | 1 | 3 | | 4 |
| 見附市 | | 3 | 1 | 4 |
| 燕市 | 1 | 3 | 2 | 6 |
| 岩室村 | 1 | 1 | | 2 |
| 弥彦村 | 1 | 5 | | 6 |
| 分水町 | | 2 | 1 | 3 |
| 吉田町 | 3 | 6 | 1 | 10 |
| 巻町 | | | | 0 |
| 西川町 | 1 | 2 | 1 | 4 |

| 区分 社協名 | 相談 継続 | 契約 締結 | 相談 終了 | 計 |
|-----------|----------|----------|----------|----|
| 味方村 | | | 1 | 1 |
| 潟東村 | | | | 0 |
| 月潟村 | 1 | | | 1 |
| 中之口村 | | | | 0 |
| 田上町 | | | | 0 |
| 下田村 | | 1 | | 1 |
| 栄町 | | | | 0 |
| 中之島町 | | | | 0 |
| 計 | 14 | 35 | 14 | 61 |
| 長岡市 | 9 | 29 | 9 | 47 |
| 柏崎市 | 1 | 3 | 4 | 8 |
| 栃尾市 | 2 | 7 | | 9 |
| 越路町 | | 6 | 1 | 7 |
| 三島町 | | 1 | | 1 |
| 与板町 | | | | 0 |
| 和島村 | | 1 | | 1 |
| 出雲崎町 | | 3 | 1 | 4 |
| 寺泊町 | 1 | 2 | | 3 |
| 山古志村 | | | | 0 |
| 高柳町 | | | | 0 |
| 小国町 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 刈羽村 | | | | 0 |
| 西山町 | | | | 0 |
| 計 | 14 | 53 | 16 | 83 |
| 小千谷市 | | 6 | 1 | 7 |
| 十日町市 | 2 | 7 | 2 | 11 |
| 川口町 | | | | 0 |
| 堀之内町 | 2 | 1 | | 3 |
| 小出町 | 1 | 21 | 1 | 23 |
| 湯之谷村 | | 1 | 1 | 2 |
| 広神村 | | 3 | 1 | 4 |
| 守門村 | | | | 0 |
| 入広瀬村 | | 3 | | 3 |
| 湯沢町 | | 3 | 1 | 4 |
| 塩沢町 | 1 | | | 1 |
| 六日町 | | | | 0 |
| 大和町 | | 4 | | 4 |
| 川西町 | | 2 | | 2 |
| 津南町 | | 12 | | 12 |
| 中里村 | 1 | | | 1 |
| 計 | 7 | 63 | 7 | 77 |

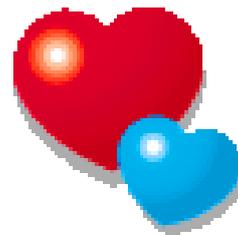
| 区分 社協名 | 相談 継続 | 契約 締結 | 相談 終了 | 計 |
|-----------|----------|----------|----------|-----|
| 上越市 | 3 | 37 | 26 | 66 |
| 糸魚川市 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 新井市 | | | 1 | 1 |
| 安塚町 | | | | 0 |
| 浦川原村 | | | 1 | 1 |
| 松代町 | | | | 0 |
| 松之山町 | 1 | | | 1 |
| 大島村 | | | | 0 |
| 牧村 | | | | 0 |
| 柿崎町 | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 大潟町 | | 3 | | 3 |
| 頸城村 | | | | 0 |
| 吉川町 | | | 1 | 1 |
| 妙高高原町 | | | | 0 |
| 中郷村 | | | | 0 |
| 妙高村 | | | | 0 |
| 板倉町 | | 1 | | 1 |
| 清里村 | | 4 | 1 | 5 |
| 三和村 | | | | 0 |
| 名立町 | | | | 0 |
| 能生町 | | | | 0 |
| 青海町 | | | | 0 |
| 計 | 6 | 49 | 32 | 87 |
| 両津市 | | 4 | 1 | 5 |
| 相川町 | | 3 | | 3 |
| 佐和田町 | 1 | 7 | | 8 |
| 金井町 | | | | 0 |
| 新穂村 | | | | 0 |
| 畑野町 | | 7 | 1 | 8 |
| 真野町 | | | | 0 |
| 小木町 | | | | 0 |
| 羽茂町 | | | | 0 |
| 赤泊村 | | | | 0 |
| 計 | 1 | 21 | 2 | 24 |
| 合計 | 65 | 301 | 98 | 462 |

相談継続… 契約に向け専門員が対応している人数。

相談終了… 契約に至らず、専門員による対応を終えた人数。

契約締結… 契約を締結した人数。

生活支援員の活動に同行しました



1月に生活支援員の方々に同行し、利用者を訪問しました。実際に、生活支援員がどのように接し、援助をしているのか理解を深めることができました。県センター職員としても学ぶ点がたくさんありました。再確認したことや印象に残ったことなどを報告します。

傾聴し利用者の気持ちを丁寧に確認する

利用者を訪問すると利用者と生活支援員とでお話をされていました。生活支援員はまず聴くことに徹し、本題に入る前に近況や世間話をして、利用者が話しやすい雰囲気を作っているように思いました。その様子を見て、私は、支援する時間は限られているけれども、こういった時間を持つことの大切さを改めて認識し、何気ない会話を通して利用者のニーズを汲み取ろうと努めているのではと感じました。

この利用者の場合、生活支援員が訪問する数日前に通帳から預金の払戻しがあったのですが、利用者はそのことを忘れていました。生活支援員はゆっくりとした口調で「銀行へ行ってお金を下ろしましたか？」と聞いていき、利用者からなかなか言葉が出てこないときには「誰かといっしょに行きましたか？」「ひとりで行了きましたか？」と少しずつ、選択肢を出し、答えやすいように配慮されていました。また、「お金が財布に見当たらないから不安だったんでしょうか？」と利用者の気持ちを読み取った話し方をされたのが心に残りました。

本人の状況を把握し、関係者や専門員と連携する

生活支援員は、利用者の生活、健康状況を定期訪問の際に確認しているとのことでした。そして利用者宅でケアマネージャーやホームヘルパーに会ったときには、情報を得てより良い支援ができるように心がけているとお話されました。また、利用者の変化など気になったことはケース記録に書いて専門員に報告し、指示を仰ぐようにしていました。そして、「利用者はこうすればもっと安心して暮らせるのでは？」という提案もされていました。その提案は複数ありましたが、その中で特に大切だと感じた点は次のことです。

訪問したときには、通帳は利用者が保管していたのですが、時々しまう場所を変えて、その場所を忘れてしまったりすることがありました。通帳を社協で預かるかどうか利用者、生活支援員、専門員で話し合い、その結果、利用者は「預かってもらった方がいいかな」と言われました。しかし、以前にケアマネージャーから、通帳が手元にないと利用者はとても不安になってしまうと聞いていたので、利用者話し合い、社協で預からずしばらく様子を見ることにしました。その代わりに、生活支援員と利用者通帳をしまう場所を、たんすの一番上の引出しに決めました。「もし　さんが通帳をどこに置いたか忘れても、私がちゃんと場所を覚えておくので心配しなくていいですよ」と生活支援員は利用者が心配になる気持ちを和らげ、利用者は素直にうなづいていました。利用者が落ち着いて生活できるようにどう支えていけばよいかを生活支援員は関係者と考えていました。

生活支援員に同行して思ったこと。



数回の訪問の中で、生活支援員の方々が真剣に取り組んでいる様子が感じられました。支援計画に基づいた限られた時間の中でも、生活支援員それぞれが、利用者の立場にたって、考え、動いている姿勢がわかりました。そのような生活支援員の真摯な気持ちや対応を、利用者も感じ取り、本当に信頼しているのだと思われる場面がありました。利用者との生活支援員の関わりで、特に印象深かったことは、通帳のことなどを気軽に相談している様子や、訪問を楽しみにしており「次はいつ来てくれるのですか？」と言われたことでした。さらには、利用者が逆に生活支援員を気遣っている場面も見られました。また、利用者との生活支援員のおふたりが、銀行へ出かけるのを見送っていると、生活支援員が利用者のゆっくりとした歩調に合わせて楽しそうに話して行く後ろ姿が印象的でした。

このたび、生活支援員の方々に同行して、改めて本事業は地域で必要とされていると実感しました。本事業が開始される以前は、関係者が善意で金銭の払戻しのお手伝いをしていました。しかし、確固たる制度もなく、関係者といえども、他人が金銭を扱うということで、トラブルが起きないように不安を抱えながら援助されてきたのだと思います。この事業で支援を行うことができるようになって、本人をはじめ、関係者の方々も安心してそれぞれのお手伝いができるのだと再確認できました。

掲示板



「くらしの豆知識」2004年版の配布について

地域福祉権利擁護事業では、最近、消費契約のトラブルや解約等に関する相談援助事例が多くなってきました。生活支援員が普段の援助で利用者の消費契約等をめぐるトラブルを見つけた場合、基本的に専門員に報告し、指示を仰ぐことになっています。これらの問題の早期発見や対応のため、消費生活、契約に関する基礎的な知識の習得が求められていることから、このたび全国社会福祉協議会から「くらしの豆知識」2004年版が生活支援員に配布されることとなりました。支援にご活用くださいますようお願いいたします。

新潟県地域福祉権利擁護センター（新潟県社会福祉協議会内）

〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

電話：025-281-5584 FAX：025-282-5529

E-mail：kenriyougo@fukushiniigata.or.jp